

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十五年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年七月二十五日奈良県指令建第九〇―三四号

平成二十五年八月二十八日奈良県指令建第九〇―三四―一号

平成二十五年九月十九日奈良県指令建第九〇―三四―二号

平成二十五年十一月二十二日奈良県指令建第九〇―三四―三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年十二月十一日建第八一〇六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年十二月十一日建第四九〇二号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡上牧町大字上牧三〇〇〇番四一、三〇〇〇番四二、三〇〇〇番四五、三〇〇〇番六四、三〇〇〇番六五、三〇〇〇番六六、三〇〇〇番六七、三〇〇〇番六八、三〇〇〇番六九、三〇〇〇番七〇、三〇〇〇番七一、三〇〇〇番七二、三〇〇〇番七三、三〇〇〇番七四、三〇〇〇番七五、三〇〇〇番七六、三〇〇〇番七七、三〇〇〇番七八、三〇〇〇番七九、三〇〇〇番八〇、三〇〇〇番八一、三〇〇〇番八二、三〇〇〇番八三、三〇〇〇番八四、三〇〇〇番八五、三〇〇〇番八六、三〇〇〇番八七、三〇〇〇番八八、三〇〇〇番八九、三〇〇〇番九〇、三〇〇〇番九一、三〇〇〇番九二、三〇〇〇番九三、三〇〇〇番九四、三〇〇〇番九五、三〇〇〇番九六、三〇〇〇番九七、三〇〇〇番九八、三〇〇〇番九九、三〇〇〇番一〇〇、三〇〇〇番一〇一、三〇〇〇番一〇二、三〇〇〇番一〇三、三〇〇〇番一〇四、三〇〇〇番一〇五、三〇〇〇番一〇六、三〇〇〇番一〇七、三〇〇〇番一〇八、三〇〇〇番一〇九、三〇〇〇番一一〇、三〇〇〇番一一一、三〇〇〇番一一二、三〇〇〇番一一三、三〇〇〇番一一四、三〇〇〇番一一五、三〇〇〇番一一六、三〇〇〇番一一七、三〇〇〇番一一八、三〇〇〇番一一九、三〇〇〇番一二〇、三〇〇〇番一二一、三〇〇〇番一二二、三〇〇〇番一二三、三〇〇〇番一二四、三〇〇〇番一二五、三〇〇〇番一二六、三〇〇〇番一二七、三〇〇〇

番一二九、三〇〇〇番一三〇、三〇〇〇番一三一、三〇〇〇番一三二、三〇〇〇番一  
三三、三〇〇〇番一三四、三〇〇〇番一三五、三〇〇〇番一三六、三〇〇〇番一三七、  
三〇〇〇番一三八、三〇〇〇番一三九、三〇〇〇番一四二、三〇〇〇番一四三、三〇  
〇〇番一四四、三〇〇〇番一四五、三〇〇〇番一四六、三〇〇〇番一四七、三〇〇〇  
番一四八、三〇〇〇番一四九、三〇〇〇番一五〇、三〇〇〇番一五一、三〇〇〇番一  
五二、三〇〇〇番一五三、三〇〇〇番一五四、三〇〇〇番一五五、三〇〇〇番一五六、  
三〇〇〇番一五七、三〇〇〇番一五八、三〇〇〇番一五九、三〇〇〇番一六〇、三〇  
〇〇番一六一、三〇〇〇番一六二、三〇〇〇番一六三、三〇〇〇番一六四、三〇〇〇  
番一六五、三〇〇〇番一六六、三〇〇〇番一六七、三〇〇〇番一六八、三〇〇〇番一  
六九、三〇〇〇番一七〇、三〇〇〇番一七一、三〇〇〇番一七二、三〇〇〇番一七三、  
三〇〇〇番一七四、三〇〇〇番一七五、三〇〇〇番一七六、三〇〇〇番一七七、三〇  
〇〇番一七八、三〇〇〇番一七九、三〇〇〇番一八〇、三〇〇〇番一八一、三〇〇〇  
番一八二、三〇〇〇番一八三、三〇〇〇番一八四、三〇〇〇番一八五、三〇〇〇番一  
八六、三〇〇〇番一八七、三〇〇〇番一八八、三〇〇〇番一八九、三〇〇〇番一九〇、  
三〇〇〇番一九一、三〇〇〇番一九二、三〇〇〇番一九三、三〇〇〇番一九四、三〇  
〇〇番一九五、三〇〇〇番一九六、三〇〇〇番一九七、三〇〇〇番一九八、三〇〇〇  
番一九九、三〇〇〇番二〇〇、三〇〇〇番二〇一、三〇〇〇番二〇二、三〇〇〇番二  
〇三、三〇〇〇番二〇四、三〇〇〇番二〇五、三〇〇〇番二〇六、三〇〇〇番二〇七、  
三〇〇〇番二〇八、三〇〇〇番二〇九、三〇〇〇番二一〇、三〇〇〇番二一一、三〇  
〇〇番二一二、三〇〇〇番二一三、三〇〇〇番二一四、三〇〇〇番二一五、三〇〇〇  
番二一六、三〇〇〇番二一七及び三〇〇〇番二一八

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

大阪市天王寺区上汐四丁目五番二六号

株式会社ツーン 代表取締役 中村俊之

#### 五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡上牧町大字上牧三〇〇〇番四一、三〇〇〇番四五、三〇〇〇番一四  
二、三〇〇〇番一四三及び三〇〇〇番二一五

下水道 北葛城郡上牧町大字上牧三〇〇〇番四五、三〇〇〇番一四三及び三〇〇〇

